

路上から国会へ！秋期闘争特集

「貧しき民の大連合」結成！10・20国会デモへ！

9月1日、新宿連絡会は多くの団体・個人とともに「貧しき民の大連合」を発足させました。これは来たるべき10月の国会行動に向けて、今まで以上のより広い闘いを組んでいくために運動体としての「飛躍」が必要だと考えたからです。

同日、「貧しき民の大連合」は「ホームレス問題に関する政策提言2000」を発表しました（P3以降に「要約版」掲載）。これは国に対して「野宿から脱することのできる対策」を責任を持って行なうことを求めるだけではなく、「潜在的なホームレス」状態にある人々が活用できる「野宿に至らないための対策」をも求める内容になっています。そしてそれらを包括した総合的な施策体系を国の「ホームレス対策」（貧しき人々への対策）として法的に位置づけることを要求しています。「俺たちはゴミじゃない！」と叫ぶところから始まった野宿の仲間の闘いが、今、社会の底辺で呻吟する多くの仲間と共に「貧しくてもやり直しのできる社会」を求めていく闘いにまで広がっていこうとしているのです。

「貧しき民の大連合」は、「政策提言2000」に同意し、共に行動を作つていこうとする人であれば、誰でも構成員になります。幾多の人々が路上で倒れていった今世紀の最後に、社会に対して、貧しき民の声を響かせてていきましょう！

発行：新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議 頒価：100円
連絡先：111-0021 東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館気付
TEL: 03-3876-7073 / 090-3818-3450 E-mail: inaba@jca.apc.org
カンパ送り先：郵便振替口座 00170-1-723682 「新宿連絡会」

新宿夏まつり報告

「新宿夏まつりには雨が降らない」— 誰が言い出したか知りませんが、そう言われてきた新宿夏まつり。しかし7回目にして初めて雨にたたられることになってしまいました。

8月12日の前夜祭は曇り模様ながらもかろうじて行なうことができ、中央公園ポケットパークにて、この一年間に路上や病院で亡くなった仲間の追悼会を行ないました。追悼会には約100人の仲間が参加し、会の後は仲間の作った冷麦を食べながらカラオケを楽しみました。

しかし季節はずれの台風の接近にともない、その夜遅くから雨。13日の新宿夏まつり本祭は、悪天候のため新宿中央公園での開催を断念せざるをえませんでした。

気を取り直して、避難した都庁第一庁舎下で「できることはやろう」ということになり、夕方から「新宿むむむ団」（野宿の仲間が参加する劇団）の公演と、炊き出し（前夜から仲間が作った特製カレー900食）、盆踊りをなんとか行ないました。むむむ団の公演はたくさんの仲間が鑑賞し、コミカルな演技に笑いの輪が広がっていました。

一方、新宿夏まつり実行委員会が協賛して開催された「路上芸術展・新青屋宿と友人の会第一回作品展」は、新宿中央公園内区民ギャラリーで12日から14日にかけて無事に行なうことができました。展覧会には220人以上の方が訪れ、野宿の当事者や経験者の作品（絵、写真、書）を楽しんでいました。

そして15日。南池袋公園で予定していた池袋夏まつりも、悪天候のため予定のほとんどを行なうことができませんでした。雨の中、集まった仲間でなんとかブルーシートの屋根を作り、亡くなった仲間への追悼と炊き出しの配食のみ行なうことができました。

残念ながら一連の夏まつり企画のほとんどが雨の影響で行なうことができませんでしたが、夏まつりの本来の趣旨である、亡くなつた仲間への追悼は最低限、行なうことができ、多くの仲間が亡くなつた仲間の無念を心

に刻みました。また路上芸術展の成功とむむむ団の奮闘ぶりは、今後の路上文化活動の可能性を感じさせるものでした。

文化の夏から闘いの秋へ。新宿の仲間は、9月22日の都庁前行動を皮切りに一連の秋期行動にのりだします。

練馬事件で追悼会

8月27日、練馬区のさかえ児童公園で野宿をしていた木村房雄さん（52歳）が若者に花火を注意したところ、顔などを殴られて、亡くなる、という事件が発生しました。木村さんは普段から近所の人たちからも信頼されて、公園の掃除をしたり、公園を汚す若者に注意をしたりしていました。

この夏、若者の暴力による犠牲者は、6月の墨田区亀沢の襲撃事件、7月の大坂・天王寺区の襲撃事件に続いて、実に三人目になります。（亀沢の連続襲撃事件では、すでに傷害容疑で逮捕されていた18-20歳の若者3人が8月22日までに小茂出清太郎さんへの傷害致死容疑で再逮捕されました。「格闘技の技を試したかった」等と供述している模様です）

現場は池袋から距離的に近く、池袋の仲間には木村さんと面識のある人もいました。9月7日には現場となった公園で追悼会が開催され、各地の野宿の仲間を中心に約40人が集まりました。参加した仲間が献花や焼香をする中、事件を聞いて心を痛めていたという近所の小学生4人も参加してくれ、手作りの祭壇に花を手向けていました。

8月には池袋でも若者による襲撃事件（1人が軽傷）が起こっており、パトロールなどを通して各地で襲撃に対する注意が呼びかけられています。また今後、東京都の教育・人権行政に対する働きかけも行なわれる予定です。

*活動日誌や医療班の報告は次号に掲載する予定です。

やり直しのできる社会を！路上死のない21世紀を！
「ホームレス問題に関する政策提言 2000」
(要約版)

貧しき民の大連合（事務局・新宿連絡会）

一、はじめに

「バブル崩壊」「長期不況」「産業構造改革」「リストラ」「失業」「倒産」これらの言葉に象徴される今日の社会経済的変化は私達が長年活動をしている社会の底辺部においても激震とも言える大きな変動をもたらしました。山谷、高田馬場など「寄せ場」と呼ばれている日雇労働市場は極端に冷え込み、日雇労働や飯場での契約労働に従事していた多くの人々（とりわけ中高年齢者）は一挙に長期失業、長期半失業を余儀なくされました。また、所謂「負け組」中小零細企業の工場やサービス業の倒産や合理化によりかつては都市産業の低部で汗水流し働き続けていた人々もまた同様の憂き目にあっています。

私達をめぐる現状は、これら社会経済的な激変が単に職を無くすというに止まりません。退職金も一時金もなく、また無保障の職場が圧倒的と、相対的に無権利状態に置かれていた関係上、失業後には極端に経済的に逼迫させられ再就職の資金すらも持てず、また、住み込み、飯場、簡易宿泊所、低家賃アパートと不安定な居所に住まざるを得なかった関係上、それまでの居所をすぐに失いやすく、頼るべき親族や友人などが不幸にしていない人々は、「路上生活者」など、いわゆる住所不定の生活を余儀なくされています。「路上生活者」の数は行政統計でも確認出来る通りこの近年急増しています。それは大都市部のみならず大都市の近郊都市などにも波及している所です。

もちろん、これら社会の目につく形で窮屈生活を送らざるを得ない人々は氷山の一角であります。友人知人の家々を転々とする人々、夜は映画館や喫茶店で睡眠を取る人々、車を寝泊まりの場所とする人々の姿も私達は目の当たりにしています。また、仕事が途切れれば即「路上生活」をせざるを得ない不安定な簡易旅館住まいの日雇労働者、同様の立場である建設現場での飯場労働者など住込み従業員の不安の声も数限り無く聴いています。また簡易旅館に住み続ける生活保護世帯、低家賃アパートに住む年金生活者など、この社会の低部で辛うじての生活を送っている人々の窮状も私達は知っています。

居所がない、もしくは不安定な居所しかもてない人々は、同時に職がない、もしくは不安定な職しかもてない人々と重なり合い、総じて都市における貧困層を今、大きな層として形作っています。

私達の現状をここまで悲惨なものにした責任はまさに今日の政治にあると私達は考えざるを得ません。奪われなくてよい仲間の尊い命が奪われた事を私達は決して忘れる事は出来ません。たとえそれが瘦せ細った決して綺麗ではない死体であったとしても、私達はそれらの人々が精一杯社会の底辺で生きて来た証しを忘れはしません。

私達の仲間、とりわけ住所不定となった人々は地方自治体から「正当な住民」として認識されていません。住民としての諸

権利は奪われたままです。国の国民に対する責任を放棄し、見て見ぬふりをし地方自治体に任せてばかりの結果が「路上生活者」の増大と路上死の急増です。

政府の、国家の基本的な政策がなく、財政的な基盤がなくして、地方自治体に一体どれだけの事が出来るでしょうか？地域エゴに基づく強制排除を繰り返し、ようやく自立支援センター設置を決定しながらも人権問題と排除思想の狭間を右往左往している東京の例を見てもそれは例証は出来ると考えます。

貧しき人々の現状を固定化し、私達の仲間を路上に放置し、路上死を強いてきた政府に私達は怒りをぶつけます。

二、基本政策確立のための観点（略）

三、私達の主張と政策提言

ホームレスはこの国にたまたま発生した問題などではなく、同様の事例が80年以降、他の先進諸国でも問題化してきた通り、戦後期に培つて来た社会保障などの諸制度の機能不全がもたらした犠牲者であります。終身雇用制が終焉に近付き、フロー化された労働市場が産業から求められている今日、それに対応できない人々を切り捨て、放置しているのが、今日のわが国の制度であり、政策であります。

私達は、もはや、既存の制度（とりわけ生活保護法制度）を多少改善させていくレベルにおいては、もはやこの事態には対応できないのではないかと考えます。現在、地方自治体においては、生活保護適用の他、応急施策として単独事業の「路上生活者対策」として冬期の短期宿泊事業、法外援助によるカンパンなどの支給が行なわれていますが、どれも法的な裏付けがなく単年度予算でやりくりしている関係上、規模が小さく、限定的でしかありません。本年から開始される自立支援事業にしても国補助金はありながらも、基本的に同様であり、この事業が現行の法体系の中でどのような位置をもつからず曖昧なまま進行しようとしています。生活保護適用も、法外援助などの応急施策も、基本理念のない中で無計画的に行われている関係上、地方自治体の財政をかなり圧迫する結果となっています。

私達はホームレス問題に関する政策の基本理念を国がまずはもつべきだろとを考えます。その上で現象面を糊塗する目的だけではないホームレスの社会参加を促す現実的、計画的な支援策を国と地方自治体が協力しながら実施すべきだろと考えます。

私達は政府が「ホームレス対策」というのなら、その概念を国際概念に準じて広げ（正しく使い）、都市において窮屈の度合いを深めている全ての既存の法制度から排除させられた貧困層を対象とするよう求め、政府の責任と目標を明記し、優先的に現に「路上生活」を余儀なくされた人々への支援策を強化すると同時に、多くのホームレス（「路上生活者」「潜在的路上生活者」を含む貧しき人々）がこの社会から再び排除されない事を理念としたホームレス支援基本法の制定を求めます。また、政府が自立支援と言うのなら、就労自立を望む人々の人格、人権を守り、そのニーズに即した、単に形だけの事業ではない本当に事業に参加しやり直しの効く事業を求めると同時に、自立支援事業の対象者を「路上生活者」を優先させても、それに限定せず、より広い人々を対象とし、かつ法制度化をおこない予算的な措置を行なうことを求めます。

(1) ホームレス支援基本法の制定を！

国の政策として、住居を完全に失った「路上生活者」の就労自立、そして安定した住居の確保を最大限支援する事、また、「路上生活」状態につながるおかしくない貧しき人々の不安定な居住地を無闇に失わせない事、安定した居住への移転を保障する事を柱とする基本理念を作り出していかなければならぬと私達は考えます。

そのために、私達は国にホームレス支援基本法の制定を求めます。

現在、貧民層を含めたホームレス状態の人々を一括して取り扱う法律はありません。個別法制度の枠組みの中でしか政策的に対象化されず、また運用、対応もバラバラです。ホームレスであるというだけでは施策の対象とはなりません。

これらの弊害を排し、「路上生活者」も日雇労働者も都市雑業者も家がなかろうと、貧しかろうとも社会の一員であり、その人々の人格、人権を守り、そこからやり直したいと考える人々がいるなら、その人々にやり直しの効くチャンスを社会的に与えていくこそ社会の義務だと国の指針として明確に謳いあげる必要があると考えます。

私達が考えるホームレス支援基本法は、この理念、指針を明確に明記したものです。ここで言うホームレスは社会通念として認められる住居で生活できない個人や家族、及び、失業、貧困のため近い将来住居を失う恐れのある人々を合わせた総称です。

このホームレスの人々の人権を守り、自立に向かう力を開発し、貧しいながらも社会の一員として排除されずに暮らして行ける条件を社会的に作る事をこの法律の目的としなければならないと考えます。

そのために、政府はホームレス問題に関する総合政策を確立し、責任部署、責任体制を地方自治体と合同で作り、全国的な対策の目標と執行を決定、点検するシステムを作ることが求められています。

国の責任と指針と体制を明確にしたこの基本法のもとで、ホームレスの支援事業は全国的に実施されなければならないだろうと考えます。

次に、私達は新規ホームレス支援事業として、雇用確保、住宅保障、生活保護、市民的権利の保障を四本柱とした自立支援事業関連法を制定することを提案します。

(2) 雇用確保と就労機会の保障を！自立支援事業関連法の制定を！

職を失った人々への雇用確保についての諸施策は、雇用保険法や関連事業、及び昨今の緊急雇用対策などで行なっていますが、いずれも一般対策として行なわれている関係上、現に家を失うまでに困窮している人々には重点的に施策化されてはいません。またこれら施策の実際の効果は現在の高い水準の失業率に現われているよう、さほどの効果もないようです。安易な企業リストラを奨励する経済政策を行っている政府であれば、そのリストラの結果、職を失った人々、とりわけても、再就職が難しい中高年齢層の人々、また無技能者、低所得者などの雇用確保は重点的にやらなければならない政策であると考えます。求人での年齢差別の禁止、雇用保険被保険者に限らない中高年

齢者の能力開発のための職業訓練や技能資格取得促進事業、雇用保険・失業給付の延長措置、創業支援のための融資制度、公的関与による雇用創出の拡大などが求められています。

また、日雇労働者の雇用確保策として「寄せ場」の労働出張所などで様々な公的就労事業や日雇労働奨励金制度が行われていますが、日雇市場の冷え込みの中、就労希望者が殺到し、生活の安定どころか、月に二、三度のアルバイト仕事でしかないのが実態です。日雇労働者の当面の生活を安定させていくため、これら公的な雇用創出を緊急施策として行うと同時に、雇用保険の受給資格用要件の緩和、パート、臨時、派遣労働者の権利保障の明確化などが検討されるべきだと考えます。

これらの雇用確保策をとりわけ再就職の機会が少ない人々に重点的に配置すると共に、失業などを理由とした経済的貧困の度合いが現に居所を失う、もしくは住宅不安にまで至った人々には、社会政策を加味した特別の就労機会を提供する施策が必要ではないかと私達は考えます。

現在、「路上生活者」を対象とした自立支援センター設置が政府の「ホームレス対策」の柱として実施段階に入っています。私達は、箱物としてのセンターに注目するのではなく、事業としての自立支援事業を雇用確保、住宅保障、生活保護、市民的権利の保障を含めた、ホームレス（貧しき人々）の自立の機会を保障していく総合的な施策にしていく必要があると考えます。私達はホームレス（貧しき人々）を対象とした自立支援事業を法制度化し、とりわけ雇用対策と連携した本格的な政策を重点的に行なうことを求めます。

現行計画の自立支援事業そのものは、私達の考える自立支援事業とはかなりの隔たりがあります。

私達は自立支援事業は長期コース、短期コースを含め、その人の能力差、様々な事情、生き立ちなどを考慮した選択肢可能な多岐にわたるプログラムが必要であると考えます。

そして、自立支援事業は施設に入所することを前提化する事なく、「路上生活」のままでも（雑業仕事をしているなど生活だけは自前の力で何とか維持している人々や施設入所に抵抗がある人々）、もしくは簡易旅館に泊まりながら（そこで辛うじての生活している日雇労働者や生活保護受給者）、もしくは低家賃アパートに住みながら（そこで辛うじての生活している失業者など）も通いながら事業に参加出来るシステムを作るべきだろうと考えます。その場合、施設は宿泊所の設備を合わせ持った事業センターの位置をもちます。

事業に参画する資格のある者は、当面は「路上生活者」を優先させたとしても、その人々のみならず、ツテや技能などが多く、経済的理由で自前の就職活動が困難な貧しき人々を排除することなく広く対象とする必要があると考えます。そうする事で、本事業で再就職しても解雇される、もしくは様々な理由で再び失業生活を余儀なくされた人々が再び「路上生活」に戻らないための予防策にもなります。

プログラム的には、技能の教育、基礎訓練、短期的な研修などの機会を提供することは無技能者が再就職する上での必須の課題であり、これを政策的に導入する必要があります（現行事業においてはこの肝心な事がまったく考えられていない）。これをしなければ、全ての利用者が結局不安的な職場を行ったり来たりと悪しき循環構造となる事が容易に予想されます。

そしてこの事業の最も重要な点は就職相談員、アドバイザー

が十分に配置されている事であります。再就職へ向けたプログラムを共同で作成し、その実践を点検、時には軌道修正するなど、事業を受ける人々を励まし続けられる同じ視線をもった相談員が多く配置されている事が理想です。

就労自立というのであれば、仕事に付ける機会をすべからく提供し、かつ職業選択の自由を尊重しながら、就労自立できる環境をこそ作りあげるべきです。とにかく自力で職安に行って仕事を探せという現行の自立支援事業は極めて支援策としては政策的に不親切であり、不十分であります。

このようにホームレス（貧しき人々）に対する雇用確保の政策事業として、自立支援事業は法的に明確に位置付け、事業内容も明確にさせながら行う必要があります。

（3）低家賃住宅の確保を！

「路上生活者」に限らず、不安定な収入しかない人々の住宅事情は必然、不安定、劣悪なものにならざるを得ません。その意味ではある程度安定した就労ないしは収入の確保と、一方的に追い立てられないフォーマルな住宅の確保はセットとして考えられるべきでしょう。

自立支援事業でようやく仕事を決めた人々の事を考えてみれば、将来はいざ知らず、就労自立をしたとしても当面は低家賃の住宅に住まなければ貯蓄もたまらず、安定した生活は送れません。自分で低家賃アパートなどを探せというのでしょうか、都市の中に残る民間の木造アパートのようなものは、若年者にはともかく、単身の中高年齢者にはなかなか信用がないということで貸してはもらえません。

低所得者向けの公営住宅が都心部において多く建設されれば良いのですが、それもままならないというのであれば、老朽化した木造共同住宅などを公的に借り上げる、もしくは、一定期間の家賃補助、もしくは大家に対する税制優遇策を行なうなどの定住化政策を打たなければ、今日の都市開発の流れの中、貧しい人々が住める場所すらなくなる恐れがあります。住む場所がないから「路上生活者」にならざるを得ないという単純明解が現実を見れば、簡易旅館や社会福祉法人施設のような仮住まいの場所ではなく、地域の中に就労自立を果たした人、もしくは高齢の生活保護受給者、年金生活者など貧しき人々も積極的に定住化させることができかに大事かが分かると思います。

貧しい人々も安心して暮らせる住宅や地域を何らかの形で政策的に作りだすことを私達は求めます。

自立支援事業で就労した人々の当面の住宅問題に関する課題は、まずは自力で低家賃住宅を確保できる条件作り、敷金礼金など住宅を借りる場合の多額の費用の貸し付け制度、身寄りのない人々に対する賃貸契約時の連帯保証人確保の身元保障制度などです。これらも含め、自立支援事業関連法の中に住宅確保の条件作りと、低家賃住宅の保障を明確に記す必要があるだろうと考えます。

（4）高齢者、病弱者には生活保護の積極的な適応を！

個人の努力、そして他法他施策の活用、能力活用の末、結果として生活困窮状態となれば生活保護により保護が適用さると

されると云うのが私達の国の社会通念でもあり、生活保護法の根幹であります。しかし、現状においては他法他施策が極めて少ないと、そして能力活用できる機会すら整っていないことを根拠に、生活保護法の運用は極めて歪んだものとなっています。

私達はホームレス（貧しき人々）に対する他法他施策を作り、能力活用の機会を社会的に整えることで生活保護法の運用を本来の姿に戻すことを主張します。

本来、生活保護法と失業対策事業などの公的雇用施策がセットとなり、憲法上も25条の整合性を保ってきました。しかし、失業対策事業の廃止など雇用対策が急激に弱体化したことにより、様々な矛盾が噴出し、結果、福祉行政に全ての負担が押し寄せるという今日の歪んだ現象を作り出しています。

都心部においては生活保護行政はもはや限界といえる制度的疲労を向かえています。戦後の一時期のように失業者も含め全ての生活困窮者を生活保護法で救済できないのであれば、早急に雇用確保、住宅保障を軸とした自立支援事業を法制度化し、かつ能力活用の機会を提供すべきだと考えます。

もちろん、その上で、とりわけ病弱者、高齢者、障害者、女性などへの重点的な保護適用は必要不可欠であります。

保護基準内でありながら、とりわけ地方都市の実施主体が「路上生活者」を含めた生活困窮者に保護を積極的にかけたがらない理由としては政策の混乱以外に、財政面の負担、および、保護をかけたいのだけれども施設がないという技術的な側面が指摘されています。

財政面についてはホームレスに関して国の保護費費用区分を引き上げるという方法、また、施設不足であるという点については、保護施設設備費の国の費用区分を上げる、もしくは、上記のような住宅政策を徹底する事による居宅保護の積極推進という方法が考えられます。私達は何らかの形で保護を積極的に推進させる施策を求めます。これについては生活保護法を見直すことなく、運用面で十分可能な措置であると考えます。

また、現在生活保護法の関連施策として法外援護という形で福祉事務所において緊急の食料、衣類、交通費の支給などが行なわれています。制度を硬直化させない意味においてもまた、人命尊重の意味においてもこれら緊迫状態の人々に対する応急的な働きかけは極めて重要です。各実施期間が独自の判断で行なっている法外援護については、自立の目的がないといって財政的な支援をしないのではなく、積極的に国も予算措置、補助金を出すことが急務であると考えます。この点については自立支援事業関連法の中に明記する必要があります。

（5）市民的権利の保障を！

ホームレス（貧しき人々）の中でも、とりわけ家を失った人々は、住民票がないなどを理由として選挙権はおろか、多くの各種行政サービスからも排除させられています。

これら「路上生活」の人々、もしくは、不安的な職場を点々とする人々、住民票が設定できない簡易旅館などに住むいわゆる住所不定の人々が、市民的権利が行使できるよう、地域ごとに住民票が仮に置けるシステムが必要ではないかと私達は考えます。住民票を設定できる場所がないために国民健康保険、国民年金の未加入者は増大しており、これを放置しておくことは、当人達の諸権利の問題と同時に生活保護費の増大など明らかに

制度の健全化を疎外するものとしてあると考えます。保険料や住民税の徴収、催促など技術的に難しい面はあるとは思います。が、多くの人が出向いていけるような相談施設、ディケアサービス施設（シャワー、洗濯機の使用、衣類提供などのサービスが可能な）を作り、そこに住民票を設定させ、また、そこに各種のサービスを告知させる広報機関、また簡易相談機能を有した施設を作れば現実的にはそれも可能ではないかと考えます。これを自立支援センター施設の内部に併設させる、もしくは、別途に作るなどが考えられます。ホームレス（貧しき人々）の市民的な権利を保障していくために、住民票を設定出来るシステムの導入（施設に入った人だけが住民票を設定できるのではなく、全てのホームレスが設定出来る事がそのステップアップのためにも必要です）を私達は求めます。このシステムを自立支援事業関連法のなかにも取り入れるべきであろうと考えます。

私達は(2)から(5)で包括的に提起したように、雇用確保、住宅保障、生活保護、市民的権利の保障を四本柱とした新規ホームレス支援事業を自立支援事業関連法という一つの法律としてまとめあげ、各種事業を調整し、予算や法的位置付けも明確にし、そのもとで就労自立を重点課題とした自立支援事業を総合的かつ効果的に全国で実施するよう求めます。

四、おわりに

私達は昨年、「路上からの提言1999」（新宿連絡会）を小冊子にまとめ、東京における「路上生活者」の現状とニーズを分析し、また対策上の基本的観点、提言を公に訴え、それをもって現在、東京都行政と交渉を続けています。

もちろん、それが終了したから、今回國へ要望を提出するという段になった訳ではありません。現在も東京都および23区、市部との交渉を続け、よりよい対策を獲得するため粘り強い行動を行なっています。そして、そうであるが故に、この問題は地方自治体レベルでは全て対応できない問題であるという事も認識するに至った訳です。地方自治体レベルにおいては「路上生活者」のみの対策でさえ、遅々として進んでいません。

今、必要な事は、國の大きな課題、とりわけ都市部における大きな政策上の課題であるという認識の下、國が総力をあげて取り組む事にあるだろうと考えます。私達も「ホームレス問題連絡会議」の議論の推移は注目してきました。が、その報告書などを見る限りにおいてはすこぶる落胆せざるを得ないものでした。弥縫策という言葉がありますが、これは、まさに政策の反省もなく、現象を糊塗することのみに終始した、作文にしかすぎません。現場で苦闘を続けている私達や福祉の一線で働く人々からは溜め息すら漏れて来ています。

私達は、東京都でさえより建設的な政策を立案している（実行力は乏しいものの）にもかかわらず、中央省庁および政府がこのレベルとはと、愕然としています。私達はが故に、中央省庁に直接訴える事よりも、少なくともまだ良心の残っていると思われる国会において、この問題を真摯に議論し、都市政策として立案の方向に歩み出て欲しいと願うに至りました。役所が真剣に取り組まないことの大きな原因は、基本となる法案すらない、施策が縦割りで調整すらつかないという点にあります。国民的な議論、そして国会での議論と政策立案こそ今の硬直した

政府と行政を変える大きな足掛かりになるだろうと私達は信じています。

私達はホームレス支援基本法でホームレス問題の基本政策理念を確立し、國の責任を明確にし、縦割りの施策を調整する事、そして自立支援事業関連法を策定し、雇用対策を軸とした自立支援事業をより広く行う事を求めます。無論、この政策提言はそのための議論の素材にすぎず、より良き施策が生み出される限りにおいて、私達は細部の主張に固執するものではありません。

この国で新たな質の貧しき人々の現状が問題化するようになって早10年が経とうとしています。そして新たな世紀が始まろうとしています。勉強や調査はこの数年各界において行なわれてきただろうと考えます。あとはより有効な政策をうつだけであります。

私達の願いは、貧しくともこの社会の中で働きながら暮らしていける世の中、貧しさから脱する機会が与えられる世の中、そして、路上死のない世の中です。

そのための努力を今こそ社会が發揮すべきであろうと考えます。

(2000年9月1日)

「ホームレス問題に関する政策提言2000」の全文は以下のホームページに公開しております。<http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/> 尚、送料込み500円にて全文記載のパンフレットを郵送致します。

路上総合文芸総合雑誌

露宿 rojuku

第8号好評発売中！ 500円

富士森和行短歌

「路上の推移」

望月大成歌集

「亡国の旗」

など路上からの

投稿作品満載！

投稿募集！

定期購読も承っております。

090-3818-3450

笠井和明



「貧しき民の大連合」結成！

貧しき民の大連合規約

<目的>

路上生活者、日雇労働者、都市雑業者、生活保護受給者、年金生活者、低所得者、飯場居住者、住み込居住者、低家賃住宅居住者、失業者、半失業者など、都市部において、経済的な理由、差別偏見など非経済的理由により社会的に排除させられ、もしくは排除させられようとしている人々の権利を守り、社会的排除がなされないよう強く社会に訴え、そのための諸制度を社会的に求めていく活動を行う。

<構成>

上記目的を遂行もしくは指向する諸個人、諸団体によって構成される連合体組織。

<構成員>

資格などは特になし。「ホームレス問題に関する政策提言2000」に同意し、全体の行動を共にする、もしくは地域での行動を担う者が自発的に構成員となる。

<活動>

国会に対し「政策提言2000」の実現を求める政策要求運動、および社会的キャンペーンを全体として行い、また「政策提言2000」に逸脱しない範囲で各地域ごとに自由な活動、組織化を行う。

<事務局>

事務局、連絡先を新宿連絡会に置き、全体としての行動は事務局に提起し、事務局が呼びかける。連絡先は東京都台東区日本堤1-25-11山谷労働者福祉会館・新宿連絡会とする。

(2000年9月1日)

①支えて下さい

秋期行動のための資金を募集しています。延べ1000人規模の行動をするために交通費だけで約30万、行動炊出しで約20万の資金が必要です。多くの方々にカンパをよびかけております。

郵便振替口座00170-1-723682「新宿連絡会」宛に「秋期行動活動費」とお書きになり振り込んで下さい。米など物品カンパは下記住所に土日指定でお願い致します。

②声をあげて下さい

行政への意見、新聞投稿、などあらゆる手段を使って問題を社会的に広めていって下さい。

③行動して下さい

地域地域では非とも行動をして下さい。集会、講演会、デモ、押しかけ、炊出し、パトロール、福祉集団申請など、行動で怒りを表現してきましょう。

④参加して下さい

秋期行動へよかつたら参加して下さい。誰でも自由に参加できます。貧民連合は統一行動として毎年秋に国会闘争を続けていくつもりです。

⑤無数のネットワークを全国に！

情報交換をしましょう。貧民連合の情報はホームページhttp://d9.dion.ne.jp/~rojuku/にて常時公開しています。また郵送、FAX、TELなどでも情報交換をしましょう。下記連絡先にご一報下さい。

貧しき民の大連合（事務局・新宿連絡会）

〒111-0021 東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館・新宿連絡会 気付

電話 03-3876-7073 もしくは 090-3818-3450 (笠井) FAX 03-3876-7073

メール inaba@jca.apc.org

富める者の街・新宿一永田町一霞ヶ関一銀座に貧しき民の叫びを！

ホームレスTOKYO大行進2000

貧しくともやり直しのできる社会を！

路上死のない21世紀を！

ホームレス支援基本法を制定させよう！

秋期闘争スケジュール

9月22日（金） 都庁前大集会

午前11時都庁前集合

9月29日（金） 都庁前大集会と代表交渉

午前11時都庁前集合

10月6日（金） 新宿区役所前大集会

新宿駅頭大情宣

午前10時新宿区役所前集合

10月13日（金） 新宿区役所前大集会

区との団体交渉

午前10時新宿区役所前集合

10月18日（水） 国会行動

午前11時日比谷公園霞門前集合

10月19日（木） 国会行動

午前11時日比谷公園霞門前集合

10月22日（日） 反失業全国交流集会

午前9時半文京区民会館

10月20日（金）

貧しき民の総決起集会

午前10時30分新宿大久保公園

新宿繁華街デモ

正午デモ出発（終了後永田町まで電車で移動）

国会請願永田町デモ

午後2時社会文化会館前集合デモ出発

10月21日（土）

反失業全国集会

午後1時銀座水谷橋公園

銀座、霞ヶ関デモ

午後2時デモ出発

貧しき民の大連合

（事務局・新宿連絡会）

東京都台東区日本堤1-25-11
電話・090-3818-3450